

# 第 1 章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

社会的養護とは、虐待等の様々な理由により、家庭で適切な養育を受けられない子供を公的責任において社会的に養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

現在、都内には、社会的養護を必要とする子供が約 4,000 人おり、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。

- 社会的養護を必要とする子供は、かつてはそのほとんどが、親がいない、親に育てられない子供でしたが、近年は、被虐待児や何らかの障害を持ち個別的ケアが必要な子供が増加しています。
- 社会的養護を必要とする子供の状況が複雑化・深刻化していることに伴い、一人ひとりの子供の状況に応じた、よりきめ細かな支援が求められています。

こうした中で、都は、平成 17 年 4 月に、「次世代育成支援東京都行動計画(前期)」(計画期間：平成 17 年度～平成 21 年度)、平成 22 年 4 月には、「次世代育成支援東京都行動計画(後期)」(計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度)を策定し、養育家庭やグループホーム等での家庭的養護を推進するとともに、児童養護施設の機能を強化するなど、社会的養護を必要とする子供への支援を強化してきました。

平成 26 年 10 月には、東京都児童福祉審議会から、「社会的養護の新たな展開に向けて」が提言され、子供の生活環境の整備や施設・養育者の質の向上、施設退所・養育家庭等の委託解除後の自立に向けた継続的な支援など、都が取り組むべき具体的な施策の方向性が示されました。

国においては、平成 23 年 7 月に「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられ、家庭的養護の推進や専門的ケアの充実など、社会的養護の基本的方向を明らかにするとともに、施設等種別ごとの課題と将来像や社会的養護の整備量の将来像が示されました。

これを踏まえ、平成 24 年 11 月に「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)が発出され、都道府県に対し、各施設に、それぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭的

養護を進める具体的方策を定めた「家庭的養護推進計画」を策定するよう要請するとともに、社会的養護を、「家庭養護」(養育家庭等)、「家庭的養護」(グループホーム)、「施設養護」(本体施設)の3分類に分け、今後、15年間でそれぞれ1/3ずつにする「都道府県推進計画」を策定するよう技術的な助言がなされました。

また、平成26年8月に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」(以下「貧困大綱」という。)では、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することとされています。

都は、社会的養護をめぐる状況の変化や国の動向等を踏まえ、子供の一時保護から、養育家庭や施設等による養育、心身の回復、家庭復帰や社会的自立に至る一連のプロセスを視野に入れて、社会的養護施策の充実・強化を図るため、「東京都社会的養護施策推進計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、平成24年11月の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」に基づき、各施設が定めた「家庭的養護推進計画」も踏まえながら、都における社会的養護に係る施策の推進を図ることを目的として策定するものです。

「東京都長期ビジョン」をはじめ、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「東京都子供・子育て支援総合計画」等、関連する計画との整合性を図っています。

また、貧困大綱に示された社会的養護を必要とする子供への支援策を盛り込んでいます。

## 3 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成41年度までの15年間(3期に区分)とします。なお、5年ごとの期末に見直しを行います。

## 4 計画の基本的な考え方

虐待等の理由により親と暮らすことができない子供が増加しており、また、社会的養護の下で生活する子供たちが抱える課題も、複雑化・深刻化しています。

本来、子供は、家庭的な環境の下で愛情に包まれながら健やかに養育されることが望ましく、社会的養護を必要とする子供についても同様です。

子供の将来が、その生まれ育った環境に左右されないよう、「家庭的な環境での養育」はもとより、「専門的なケアの提供」「家庭復帰に向けた支援」「退所後の自立支援」などの、養育環境の整備と支援策の充実に図り、子供一人ひとりの状況に合わせた支援を行うことが必要です。

都は、社会的養護を必要とする子供が健やかに育ち、社会で自立していけるよう、本計画を策定し、子供の最善の利益を第一に考え、施策を推進していきます。

## 5 計画の「理念」・「施策の方向性」・「目指すべき姿」

### 理念

社会的養護が必要な子供たちが、生まれ育った環境によらず、健やかに育ち、自立できるよう、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを行います。

- ・ 子供は生まれ育つ環境を自ら選ぶことはできません。
- ・ 全ての子供たちが、生まれ育った環境に左右されず、個性や創造力を十分に伸ばし、心身ともに健やかに育ち、社会で自立して生活できるように養育環境を整備することが重要です。
- ・ 社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまでを視野に入れ、総合的に支援する体制を整備していきます。

## 施策の方向性

本計画の理念を実現するため、施策を推進するにあたっての方向性を定めます。

### （家庭的養護の推進）

子供が、家庭的な雰囲気の中で地域と交流をもちながら生活できるよう、養育家庭やファミリーホーム、グループホームなど、家庭的養護を一層推進していきます。

本体施設についても、養育単位の小規模化を進めていきます。

### （専門的ケアの充実）

虐待等による問題を抱える子供への支援を充実するため、専門的な知識や技術を有する者を施設に配置し、きめ細かなケアや養育を行っていきます。

### （自立支援の充実）

社会的養護の下で育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り拓いていけるように、入所中から退所後まで、自立に向けて一貫して支援していきます。

### （家族再統合）

児童相談所と施設等が連携し、早期の家庭復帰に向け、家庭環境の調整等を行うとともに、家庭復帰後に安心して地域生活が送れるよう、継続的に支援していきます。また、家庭復帰に至らない場合でも、親子関係についての子供自身の心の整理に向けた支援や、現実に即した親子交流を進めるなど親子関係の再調整への支援を行っていきます。

### （人材の確保・育成）

施設等において、子供たちの養育を担う職員の質の向上を図るため、育成計画の策定や経験・職責に応じた研修の実施などに取り組む施設等を支援していきます。

養育家庭等やファミリーホームについても、養育力の向上を図るため、関係機関等とも連携しながら研修等を充実していきます。

## 目指すべき姿

平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していきます。

- ・ 国の「社会的養護の課題と将来像」では、今後十数年をかけて、社会的養護における「里親及びファミリーホーム」「グループホーム」「本体施設」の割合を、概ね3分の1ずつにしていくという考え方が示されています。
- ・ 都は、これまで、社会的養護の下にある子供が、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、家庭的養護である養育家庭等、ファミリーホーム、グループホームを推進してきており、今後も、その割合を引き上げていくという基本的な方向性は国と同様です。
- ・ 子供が抱える課題は一人ひとり異なるため、本人や保護者等の状況に合わせ、養育家庭等、ファミリーホーム、グループホーム、施設の中で、より適切な養育環境を提供していくことが必要です。
- ・ これらを踏まえ、都は、  
家庭的養護の割合について、概ね6割を目指し、  
施策の推進にあたっては、「家庭養護」と「家庭的養護」の区別を設けることなく、「家庭的養護」を総体として捉えて取り組んでいきます。

全ての施設において子供一人ひとりに、専門性の高いきめ細かなケアを行えるよう、施設の機能を強化します。

- ・ 社会的養護を必要とする子供たちは、愛着形成上の課題や心の傷を抱えていることが多いことから、都は、精神科医師や治療指導担当職員等を配置し、施設の専門性を強化する取組や、本体施設の小規模化等を推進し、子供一人ひとりにきめ細かなケアを行う取組を支援してきました。
- ・ 国も平成23年7月にまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、虐待等により心に深い傷を受け、情緒的な課題を抱えているなど支援の難しい子供が増加していることから、専門性の高いケアと施設運営の質の向上を図る必要があるとしています。
- ・ 課題を抱える全ての子供が、いつでも専門的・個別的ケアが受けられるよう、施設の体制確保が必要です。
- ・ こうしたことから、都は、  
虐待を受けた子供等に対するケアを充実させるため、専門的な知識や技術を有する職員によるケアや養育の実施を進めるなど、施設の機能を強化していきます。  
乳児院や児童養護施設において、専門的・個別的ケアが行えるよう、体制を確保するとともに、それに向けた施設の取組を支援していきます。

## 6 東京都の社会的養護の体系図

